サステナビリティに関する開示とは、企業と社会の持続可能性に関する情報(サステナビリティ情報)の開示をいい ESG 開示ともいう。サステナビリティ情報の開示を企業に求めることには、社会の持続可能性を確保するという意義と、サステナビリティ投資(ESG 投資)を行っている投資者に判断資料を提供するという意義があり、いずれの意義を重視するかによって開示のあり方も変わる。社会の持続可能性を確保するには開示だけでは足りないので、企業行動を直接規制する必要があり、EU の企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)はその方向に一歩踏み出している。

国際的な動向を踏まえて、日本においても「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄が有価証券報告書に設けられ、サステナビリティ情報の法定開示が2023年3月期の有価証券報告書から始まった。開示項目は、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」であり、「ガバナンス」と「リスク管理」については必ず記載し、「戦略」と「指標及び目標」は各発行者が重要性を踏まえて記載するかどうかを判断する。サステナビリティ情報の重要性を判断する基準としては、投資者の投資判断にとって重要かどうかという「シングルマテリアリティ」の考え方が採用された。具体的な開示内容は発行者に委ねられているが、現在、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)が開示基準(何をどのように開示させるかの基準)を策定中であり、金融審議会において、開示基準の適用対象企業、適用時期について審議が行われている。

本報告では、有価証券報告書における実際の開示例を参照しつつ、サステナビリティ情報の開示の目的、とりわけ気候変動対応について開示規制がもつ意味、重要性の基準のあり方、対象項目の開示のあり方、任意開示書類における開示との関係、将来情報の開示をめぐる問題等について検討を加える。